

佐賀県さがデザインインターンシップ「Student Creator」実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀県が実施するさがデザインインターンシップ「Student Creator」に関する必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 学生が、佐賀県政策部さが政策推進チームさがデザイン（以下「さがデザイン」という。）での就業体験を通して、就業意識の向上、県政やさがデザインの取組等に対する理解を深めることを目的に、佐賀県さがデザインインターンシップ「Student Creator」（以下「Student Creator」という。）を実施する。

(実習対象者)

第3条 Student Creator として実習を行う対象者（以下「実習対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学又は大学院に在籍する学生
- (2) その他特に適当と認められる学生

(報酬等)

第4条 佐賀県は、実習対象者に対して、実習の対価として報酬又は賃金、居住地から実習場所までの交通費、オンラインミーティング等に係る通信費の負担を行わない。

(実習期間)

第5条 実習対象者として受け入れる期間は、受入決定の日から1年以内とし、実習日数は原則として一月当たり2日程度とする。

(実習時間)

第6条 実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の午前9時から午後6時までのうち、8時間45分（休憩時間1時間を含む。）以内とする。

(服務)

第7条 実習対象者は、大学生又は大学院生という身分を保有する。

- 2 実習対象者は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- 3 実習対象者は、実習時間中、佐賀県職員が遵守すべき法令、条例等並びに実習対象者の指導監督等を担当するさがデザインの職員（以下「実習担当者」という。）の指導、指示等に従わなければならない。
- 4 実習対象者は、実習により得た情報（公開されているものは除く。）を漏らしはならない。実習終了後においても同様とする。
- 5 実習対象者は、実習の成果として論文等を外部に発表する場合には、事前に人事課長及び実習担当者の承認を得なければならない。
- 6 実習対象者は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当者にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合には、事後速やかに実習担当者にその旨連絡しなければならない。

(誓約)

第8条 実習対象者は、誓約書(別記様式第1号)を、事前に佐賀県知事(以下「知事」という。)に対して提出しなければならない。

(Student Creatorの募集及び決定)

第9条 Student Creatorとして実習を希望する大学生又は大学院生は、募集要項に定める方法により、応募しなければならない。

2 人事課長は、実習担当者と協議の上、受け入れの可否を決定し、佐賀県さがデザインインターンシップ「Student Creator」受入決定通知書(別記様式第2号)により、受入決定者に通知する。

(さがデザインの役割)

第10条 実習担当者は、実習日までに実習内容を決定し、実務実践型の実習が円滑かつ適切に行われるよう努めなければならない。

(実習の中止)

第11条 人事課長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

- (1) 実習対象者が第7条の規定による服務義務に従わない場合その他実習を継続することが困難であるとき。
- (2) 実習を継続することにより、業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

(事故責任等)

第12条 実習対象者は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

(振り返り等)

第13条 実習対象者は、実習に従事した場合、佐賀県さがデザインインターンシップ「Student Creator」実習結果表(別記様式第3号)に、実習内容や振り返り等を記入すること。また、実習期間終了後、実習全体の振り返りを記入し、実習担当者へ提出すること。

2 実習担当者は、実習に対する総合評価及びフィードバックを行うとともに、提出された実習結果表に記入し、実習対象者及び人事課長へ送付する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、さがデザインインターンシップに関し必要な事項は、その都度、人事課長と実習担当者が協議の上、決定する。

(附則)

この要綱は、令和6年6月24日から施行する。

(別記様式第1号)

誓約書

年 月 日

佐賀県知事 様

氏名

私は、さがデザインインターンシップ「Student Creator」として実習を受けるにあたり、下記のとおり遵守することを誓約します。

記

- 1 実習時間中は、専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めます。
- 2 実習時間中は、佐賀県職員が遵守すべき法令、条例等を守り、県の職務の信用を傷つけるような行為または不名誉となるような行為は行いません。
- 3 実習時間中は、特定の政治政党、宗教、企業、団体の利益のための行為は行いません。
- 4 実習により得た情報（公開されているものを除く。）は、一切漏らしません。実習終了後においても同様とします。
- 5 上記の事柄に反する行為をした場合には、佐賀県及び第三者に対して自ら責任を負います。
また、実習の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入することとし、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応します。

(別記様式第2号)

佐賀県さがデザインインターンシップ「Student Creator」受入決定通知書

年 月 日

受入対象者 様

佐賀県総務部人事課長

令和 年度佐賀県さがデザインインターンシップ「Student Creator」として、受け入れを決定しましたので、佐賀県さがデザインインターンシップ「Student Creator」実施要綱第9条第2項の規定に基づき通知します。

なお、具体的な実習日時、実習場所、実習内容などについては、政策部さが政策推進チームさがデザインの実習担当者から別途連絡します。

(別記様式第 3 号)

佐賀県さがデザインインターンシップ「Student Creator」実習結果表

実習生氏名		実習期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月
大学名 (学部・学科等)			

【実習内容・振り返り等】(実習生記入) ※行が不足する場合は追加ください。(別紙でまとめる形でも OK)

／ ()	
／ ()	
／ ()	
／ ()	

【実習全体の振り返り】(実習生記入)

--

【総合評価・フィードバック】(さがデザイン記入)

--